第2章 計画の背景

- 2.1 今日の環境を取り巻く社会の状況
- 2.2 豊中市の環境の現状と課題
- 2.3 各環境分野におけるこれまでの取組みと課題

第2章 計画の背景

2.1 今日の環境を取り巻く社会の状況

「第3次豊中市環境基本計画」の背景となる環境や社会を取り巻く状況には、主に次のようなものがあげられます。

① 国連の「SDGs (持続可能な開発目標)」の発効

平成 27 年(2015 年) 9月、国連総会において 150 を超える加盟国首脳の参加のもと、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、国際社会共通の目標として、「SDGs (エス・ディー・ジーズ: 持続可能な開発目標)」が発効しました。

SDGs は、17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対して、令和 12 年(2030年)までに達成すべき具体的な目標が示されています。

国内では平成 29 年(2017年)から毎年、政府の重点施策を整理した「SDGs アクションプラン」が策定されるなど、SDGs の目標達成に向けた取組みが進んでいます。

② 人口減少と少子高齢化の進行

わが国の人口は、平成 20 年(2008年)には 1 億 2,808 万人のピークに達し、その後、減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成 29 年(2017年)推計)」の出生中位・死亡中位推計によると、令和 35 年(2053年)には 1 億人を割り込み、9,924 万人となると推計されています。また、65歳以上の人口割合は、平成27年(2015年)に 26.6%であったものが、令和 18年(2036年)には 33.3%になると推計されています。本市においては、大規模住宅の建替え等により、平成 17年度(2005年度)以降は人口が増加傾向にあり、令和 2年(2020年)10月には約 40万2千人(国勢調査)となっています(資料編図 5 参照)。年齢別では、15歳未満人口割合が近年ほぼ一定となっている一方、65歳以上の割合は増加傾向となっています。令和 4年度(2022年度)末に改訂した「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、令和 22年(2040年)の人口を約 40万人と想定しています。また、65歳以上の人口割合は 29.8%と推計しています(資料編図 6 参照)。

③ 第五次環境基本計画の策定

平成30年(2018年)に策定された国の第五次環境基本計画では、環境の課題、経済の課題、社会の課題が相互に連関し複雑化してきていることを受けて、これらの課題の「同時解決」をSDGs の考え方を活用しながら実現して、将来に亘って質の高い生活をもたらす「新たな成長」がめざされています。

また、めざすべき社会の姿として、「地域循環共生圏」(地域の特性に応じて資源を補完して 支え合う持続可能な循環共生型の社会)を提唱しています。

④ 環境教育・環境学習の推進

地球環境問題の解決にあたっては、それを身近な地域レベルの問題、また自らの問題としてとらえ、市民・事業者・行政等それぞれが連携して行動する必要性が求められるなか、持続可能な開発のための教育(ESD)の10年(2005年~2014年)の取組みが国内で行われました。国では、平成23年(2011年)6月に、環境教育推進のための基本方針を示す「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が改正され、国内外において環境保全を担う人づくりを進める機運が高まっています。また、平成27年(2015年)に採択されたSDGsはESDのより多角的な展開を求めています。

⑤ 地球温暖化の深刻化

令和3年(2021年)8月に出された、気候変動に関する政府間パネル(IPCC: Intergove rnmental Panel on Climate Change)第6次評価報告書-第1作業部会報告書には、「今後数十年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に地球温暖化は1.5℃及び2℃を超える。」と記され、地球温暖化問題は緊急を要する課題となっています。

国内でもさまざまな取組みが進められてきましたが、令和2年(2020年)10月には内閣総理大臣の所信表明演説において日本が令和32年(2050年)までにカーボンニュートラルをめざすことが宣言されました。これを受けて、令和3年(2021年)6月には地球温暖化対策推進法が改正されて、地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」の目標をふまえ、「令和32年(2050年)カーボンニュートラル」の実現の旨が基本理念として法に位置付けられました。

令和3年(2021年)4月には、地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、「令和32年(2050年)目標と整合的で、野心的な目標として、令和12年度(2030年度)に、温室効果ガスを平成25年度(2013年度)から46%削減することをめざす。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく。」ことが表明されました。

また、令和3年(2021年)10月には、地球温暖化対策計画や気候変動適応計画が改定されて、カーボンニュートラルに向けたさまざまな取組みが進められています。

⑥ 東日本大震災以後の社会状況の変化

国内では、東日本大震災以降、エネルギーの供給において、安全性(Safety)を大前提とし、 自給率(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment)を同 時達成する、「3E+S」の概念を重視して取組みを推進しています。

令和 3 年(2021 年) 10 月に改定された第 6 次エネルギー基本計画では、令和 32 年(2050年)カーボンニュートラルや、令和 12 年度(2030年度)の温室効果ガス 46%削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋が示されました。同計画では、需要側の徹底した省エネを更に追求するとともに、再生可能エネルギーについては、最大限の導入に取り組むこととしており、新たに見直された令和 12 年度(2030年度)の電源構成(エネルギーミックス)において、再生可能エネルギーの比率を従来の「22%~24%」から「36%~38%」に大

幅に引き上げ、主力電源として活用する方向性を示しています。

⑦ 循環型社会の構築

国内では、プラスチックや食品廃棄物などの分野で一層の対策が必要となっています。

プラスチックごみ問題に関しては、令和2年(2020年)7月に施行された容器包装リサイクル法関係省令の改正でプラスチック製買物袋(レジ袋)の無料配布禁止が定められたほか、令和4年(2022年)4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組み(3R+Renewable)を促進するための措置が盛り込まれました。(※Renewable=再生可能な資源に替えること)

食品ロスの問題に関しては、第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年(2018年)6月策定)や食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(令和元年(2019年)7月)で削減目標が掲げられ、家庭系食品ロス量については令和12年度(2030年度)までに平成12年度(2000年度)比で半減させること、事業系食品ロスについては令和12年度(2030年度)までに平成12年度(2000年度)比でサプライチェーン全体として半減させることが定められています。

⑧ 都市における「みどり」の役割の多様化

良好な住環境を形成するうえで、みどり豊かな都市環境が求められているのと同時に、地球温暖化対策として CO2の吸収効果への期待や、ヒートアイランド現象の緩和、集中豪雨時における雨水の貯留、市民の日々の生活におけるうるおいなど、都市環境における「みどり」に求められる役割は多様化し、重要性が高まっています。また、都市における公園・緑地は、災害の際に避難場所や救援拠点、避難路として活用されるとともに、火災の延焼防止などに寄与するなど、市民生活に安全・安心をもたらす役割を担っています。

9 生物多様性の保全

平成22年(2010年)に、生物多様性条約第10回締約国会議が愛知県名古屋市で開催され、令和2年(2020年)を目標年度とする20の愛知目標が採択され、生物多様性の損失が「開発など人間活動による危機」、「自然に対する働きかけの縮小による危機」、「人間により持ち込まれたものによる危機」、「地球環境の変化による危機」という4つの危機によって進む中、生物多様性が人類の生存に必要不可欠であるという認識のもと、その保全についての取組みが進められてきました。

しかし、令和2年(2020年)に、愛知目標の達成状況に関する地球規模生物多様性概況第5版(GBO5)が公表され、愛知目標の中で完全に達成できたものはないが、6つの目標が部分的に達成したと評価されました。また、20の個別目標に含まれる60要素中の7要素が達成したと評価されています。

令和3年(2021年)には、日本の生物多様性・生態系サービスの現状を評価した、生物多様性及び生態系サービスの総合評価(JBO3)が取りまとめられました。この中で、生物多様性の損失を止め回復に向かわせるためには、気候変動を含む社会課題への対処を進めるなど新

たな視点が必要であること、社会・経済活動による影響への働きかけも含めた総合的な対策による「社会変革」が重要であることが述べられています。

こうした生物多様性を維持し向上していくため、国では次期の生物多様性国家戦略において、 令和 12 年(2030 年)までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する 「30by30 目標」と具体的な取組みを示すこととしています。また、この目標を達成するため、 法令によって自然が守られる保護地域だけではなく、人々の生業や自発的な取り組みによって 自然が守られている地域を「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域=OECM(Other Effective area-based Conservation Measures)」と位置付け、OECM の保全活動を支援 していくこととしています。

⑩ 都市・生活型公害

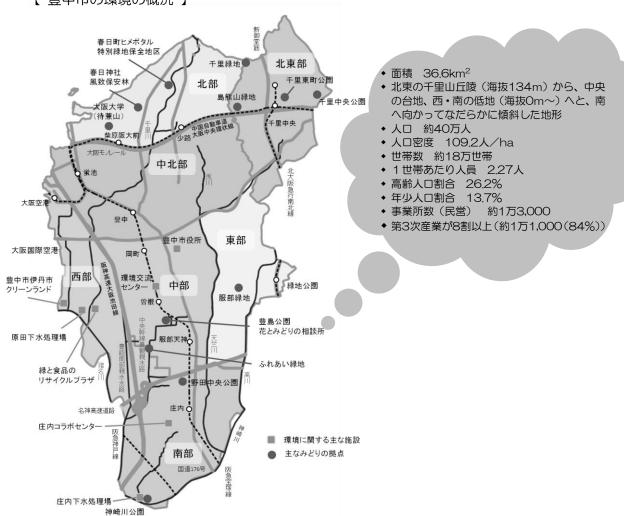
産業型公害としての大気汚染や水質汚濁などについては対策が進み、一定の改善がなされてきました。一方、社会情勢や生活様式の変化に伴い、自動車公害や近隣騒音など、都市生活に起因する問題が起きています。また、アスベストやダイオキシン類などの有害化学物質、広域的な問題であるPM2.5(微小粒子状物質)などによる環境汚染もクローズアップされています。平成27年(2015年)7月に国で策定された「水循環基本計画」においては、気候変動等の影響による渇水、洪水の深刻化が指摘され、貯留・滋養機能の維持向上や水循環に関する教育の推進など健全な水循環の維持または回復のための取組みの必要性が示されています。

2.2 豊中市の環境の現状と課題

豊中市は、全域が市街化区域で、市内の各地域や拠点が公共交通網で結ばれたコンパクトなまちになっています。北部から北東部には、島熊山緑地や大阪大学、春日町ヒメボタル特別緑地保全地区など、良好な自然環境が残されています。また、みどりの多い住宅地が広がり、千里中央駅周辺は都市拠点として商業・業務機能の集積が進み、北大阪急行電鉄やバス路線など、充実した交通ネットワークが形成された地域です。中北部から中部には、風致地区に指定されている住宅地や大規模な住宅団地のほか、阪急宝塚線沿いには郊外住宅地として開発されたみどりの多い住宅地があります。また、豊中駅周辺には商業・業務施設が、岡町駅周辺には公共施設が、曽根駅、服部天神駅周辺には文化・スポーツ施設が集積しています。東部には、服部緑地などの自然豊かな環境と、既存集落や農地が残る中に、新しい住宅地があります。南部地域や西部地域は、大阪国際空港の立地や工業の集積がみられ、庄内駅周辺には、賑わいのある商業・業務地が形成されています。

市内には環境関連の施設もいくつか存在し、それぞれ地域や施設の特色を活かして、施設見学や環境学習などを実施し、広く市民に環境への意識啓発や情報発信を行っています。なかでも、阪急曽根駅付近にある豊中市立環境交流センターにおいては、さまざまな環境に関するイベントなどが行われ、環境活動や環境学習の交流拠点となっています。

【 豊中市の環境の概況 】



これまで豊中市では、持続的発展が可能な社会構築を視野に入れた環境行政の取組みを積極的に展開してきました。「第3次豊中市環境基本計画」では、5つの環境分野として「環境政策を推進するための総合的なしくみづくり」、「低炭素社会づくり」、「廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり」、「都市における自然との共生をめざした社会づくり」、「安全で快適な都市環境づくり」を設定し、それぞれの目標に向けて関連計画と歩調を合わせて総合的な取組みを進めてきました。「とよなかの環境(豊中市環境報告書)」による年次報告において、環境目標ごとに取組みに対して要因分析を行い環境審議会から評価をいただくとともに、見直しを重ねながら計画を推進してきました。

また、市民・事業者・行政などさまざまな主体が連携協力して環境問題への取組みを進めており、環境問題に取り組む市民・事業者・行政等のパートナーシップ組織である「とよなか市民環境会議」では、市民・事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ21」を策定し、行政計画である「豊中市環境基本計画」と車の両輪のような関係となって環境への取組みを進めてきました。

その他にも、市民・事業者・行政の適切な役割分担のもと、主体的な環境活動が盛んに行われていますが、環境活動を行う市民や事業者が固定化されている傾向にあります。後述するように、環境問題の解決のためには市民一人ひとりの環境問題への関わりが重要であるため、協働とパートナーシップで関わる市民や事業者の取組みをひろげるとともに、これまで環境分野に関心が低かった方々にも関わりを持ってもらうことが課題となっています。

地球温暖化対策では、地球温暖化問題の現状をふまえ、令和3年(2021年)2月に吹田市と「気候非常事態共同宣言」を行い、その中で、令和32年(2050年)までに温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて取り組むことを表明しました。これを受け、平成30年(2018年)3月に策定した「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジー70プラン)」を見直し、「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画(改定)~とよなか・ゼロカーボンプラン~」を令和4年(2022年)3月に策定しました。

また、令和4年(2022年)3月には、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の第3部として、食品ロス削減に関する項目をまとめた「食品ロス削減推進計画」を策定しました。

みどりの推進においては、市街化が進むまちで一定規模のみどりの確保が難しい現状があるなか、「第 2 次豊中市みどりの基本計画」に基づく自然環境の保全や緑化の推進、公園施設の整備や改修など、量だけでなく質的なみどりにも考慮しながら、取組みを進めてきました。今日では、市民団体等による自然環境に対する活動にも支えられた多様なみどりが市内で守り育まれるようになりました。一方で、宅地開発等によって、まとまりのある樹林や農地が失われたり、これまで受け継がれてきた樹木が腐朽や自然災害のために失われたりしている現状もあり、豊中の自然生態系を考慮したみどりの保全、育成や、うるおいのあるまちなみ形成の取組みを今後いっそう進めていく必要があります。また、地域の自然環境については、特別緑地保全地区の指定など、多様な生物の生息できる環境づくりを進めてきましたが、市内で確認されているアライグマやヌートリア、セアカゴケグモなどの特定外来生物の対応など、生物多様性

の保全に向けた取組みが求められています。

環境汚染対策としては、国の法令に基づく環境監視や「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づく対策を実施し、従前からの典型公害対策のほか、PM2.5(微小粒子状物質)やヒートアイランド、気候変動に伴う都市部での集中豪雨等の異常気象の可能性など、新たな都市型公害への対策についても配慮しながら、施策を推進してきました。これまでのさまざまな取組みにより、市内の大気、水質、ダイオキシン類、道路騒音といった環境基準については、概ね良好な状態が保たれてきています。航空機騒音については、騒音の測定地点が航空機の着陸進入経路直下であるために改善が難しい現状があるものの、大阪国際空港周辺都市対策協議会等を通じて空港管理運営者や各航空会社に対し低騒音機の導入や騒音軽減運航の推進などを要望した結果、少しずつ改善されてきています。

このように環境に関する課題があるなか、豊中市の特長である「協働とパートナーシップ」 をよりいっそう活かしながら、各分野における取組みを他計画との連携により効果的かつ効率 的に推進し、持続可能なまちの発展をめざしていくことが必要です。

2.3 各環境分野におけるこれまでの取組みと課題

「第3次豊中市環境基本計画」では、下表のとおり5つの環境分野ごとに環境目標を設定し、 環境目標や取組みなどに関する進行管理を行ってきました。

また、環境審議会から評価をいただくとともに、市民意見を募集し、P(Plan) D(Do) C(Check) A(Act) のサイクルに基づき、施策や事業の見直しを重ねながら計画を推進してきました。

これまでの主な取組みおよび現状と課題について、次ページ以降に記述していきます。

表第3次豊中市環境基本計画の環境分野ごとの環境目標と評価指標

衣		計画の境境力野とこの境境日標と評価指標
環境分野	環境目標	評価指標
1.環境政策を推進 するための総合 的なしくみづく り	よりよい環境をめざして 多様な主体のパートナー シップで取り組む	(参考数値) ・豊中市環境委員会の開催回数(回) ・環境交流センターの HP アクセス数(ページビュー数) ・イベント参加者数(人) (地球温暖化防止イベント+みどりに関するイベント+ごみ減量に関するイベント+環境の保全に関するイベント)参加者数合計 ・市民団体・事業者などの環境活動の取組み事例数(件)
2.持続可能な低炭素社会づくり	1 人あたり温室効果ガス 排出量(t-CO ₂)を令和9 年度(2027年度)まで に、平成2年度(1990年度)比32.1%削減し、 低炭素社会をめざす	代表指標 市民1人あたり温室効果ガス排出量(t-CO ₂ /人) 平成2年度(1990年度)比(%) 指標 ・部門別温室効果ガス排出量(t-CO ₂)平成2年度(1990年度)比(%) ・家庭部門市民1人あたりエネルギー消費量(GJ/人) ・業務部門の床面積1m ² あたりのエネルギー消費量(GJ/m ²) ・再生可能エネルギー等設備導入量(kW) ・市民1人あたり自家用車の登録台数(台/人) ・市内に登録された自動車1台あたりの温室効果ガス排出量(t-CO ₂ /台)
3.廃棄物の減量お よび適正処理を 通じた循環型社 会づくり	発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進により、ごみの焼却処理量を令和9年度(2027年度)までに平成28年度(2016年度)比8%削減し、循環型社会の構築をめざす	代表指標 焼却処理量(t) 指標 ・家庭系ごみ1人1日あたり排出量(g) (再生資源を除く) ・事業系ごみ排出量(t) (再生資源を除く) ・資源化率(%)
4.都市における自 然との共生をめ ざした社会づく り	みどり率 27%で心豊か な豊中らしいまちをめざ す	代表指標 みどり率*(%) **みどり率*(%) **みどり率=(樹林・樹木+草地+農地+水面+屋上緑化で覆われた面積)/市域面積 指標 ・緑被率(%) ・みどりに対する満足度(%) ・市民1人あたりの公園・緑地面積(m²/人) ・みどりに関するイベント参加者数(人) ・市民参加による生物調査の参加者数(人) ・生物多様性の認知度(%) ・景観に関する項目が盛込まれている地区計画・協定等の数(件)
5.安全で快適な都 市環境づくり	環境基準の達成状況 100%で快適な都市環境をめざす	代表指標環境基準達成状況(%) 指標 ・大気に関する注意喚起回数(回) (光化学スモッグ予報・注意報、PM2.5(微小粒子状物質)等の注意喚起発令回数を想定) ・熱帯夜数(日) ・1人1日平均給水量(ℓ) ・透水性舗装の延長(km)(m²) ・雨水貯留タンク設置件数(助成に係るもの)(設置件数・容量(件・ℓ)) ・環境配慮のうち雨水利用に関するもの(雨水利用の件数・容量(件・ℓ))

※表は平成30年(2018年)策定時の内容です。

1.環境政策を推進するための総合的なしくみづくり

これまでの主な取組み

本市では、平成8年度(1996年度)に豊中市域で活動する事業者、NPO、民間団体及び公共団体などが協働して、地球環境の保全に係る行動を推進する「とよなか市民環境会議」が発足しました。平成10年度(1998年度)には、市民・事業者・行政の行動提案である「豊中アジェンダ21」を「とよなか市民環境会議」が策定するなど、早くから市民・事業者・行政の協働とパートナーシップによる環境への取組みを進めてきました。

具体的な取組み事例として、NPO 法人とよなか市民環境会議アジェンダ21との共催による「とよなか市民環境展」の開催、豊中緑化リーダー会や豊中みどりの交流会など市民やNPOによる自主的な公益活動の支援、「とよなかの環境速報版(豊中市環境報告書)」では市民意見募集を行うなどの環境政策への市民参加・参画の推進の取組みなどがあります。

計画の進行管理としては、「とよなかの環境(豊中市環境報告書)」を毎年度発行し、環境審議会による評価や市民からの意見などをもとに施策や事業を見直し、計画的に推進してきました。また、計画の推進にあたっては、全庁的な推進組織である環境委員会などの体制により、庁内での連携を図ってきました。

「第3次豊中市環境基本計画」においては、協働とパートナーシップを振り返り取組みの成果や課題を共有する場として、毎年「協働の取組みに関する意見交換会」を実施してきました。

宇恢午度	=7	
実施年度	テーマ	
平成 30 年度	フードドライブの取組み	
(2018年度) ※試行		
令和元年度	学校における多様な主体による環境学習	
(2019年度)		
令和2年度	豊中の生物多様性の保全と活用	
(2020年度)		
令和3年度	地球温暖化防止に向けた取組みの推進	
(2021 年度)		
令和4年度	持続可能なごみ減量の推進	
(2022 年度)		

表 協働の取組みに関する意見交換会で取り上げたテーマ

現状と課題

本市の特徴として、さまざまな世代の多様な主体が相互に協力しながら協働のしくみを作り、 つながりを広げていることが挙げられます。また、多様な人々が協働でつながることで、単独 では難しかった課題の解決やコミュニティ活性化などの副次的な効果も生まれています。さら に、取組みを通して築かれた市民・事業者・行政の信頼関係や相互の繋がりそのものが、地域 の力となり、まちが持つ重要な価値の一つとなっています。

市民・事業者・行政の各主体の活動にとどまらず、協働とパートナーシップによる環境活動 やイベントなどが実施され、よりよい環境づくりに向けた取組みが着実に進められてきました。 今後、すべての市民に向けて、市民、事業者・行政の行動計画である「豊中アジェンダ21」 と車の両輪のような取組みを引き続き普及し、まだ環境活動に取り組んでいない市民、事業者 に働きかけるとともに、協働の取組みに関する意見交換会などにおいて事例を広く共有するこ とで、より一層、協働の取組みを進めていくことができると考えられます。

また、多様化する環境問題に対応するために、行政内部においても部局間を越えた連携を図るとともに、市民、事業者と協働して取り組むことが必要です。

2.持続可能な脱炭素社会づくり

これまでの主な取組み

本市は平成 19年(2007年) 11月に「豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジー70プラン)」を策定し、平成2年度(1990年度)比で令和32年度(2050年度)に市民1人あたりの温室効果ガスの排出量を70%削減するという目標を長期に展望しながら、令和2年度(2020年度)に20%削減することを目標に、市民、事業者と協働しながら地球温暖化対策を推進してきました。

計画に基づく具体的戦略として、学校等における光熱水費削減分還元制度(フィフティ・フィフティ事業)や、家庭向けの省エネ相談会、家電の省エネ診断等の実施、でんきの「見える化」モニターの貸出し、市独自のエコポイントチケット「とよか」の発行、住宅用再生可能エネルギーシステム(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)の設置補助、またコミュニティバスなど運輸部門の対策などを実施してきました。

平成 26 年(2014年)3月には、「豊中市地球温暖化防止地域計画(チャレンジー70プラン)」を改定し、豊中市の特長を活かした施策をいっそう進めるため、家庭部門における給湯対策として家庭用燃料電池システムの設置補助を実施するとともに、業務部門における再生可能エネルギー導入促進として、市有施設の屋根貸しによる太陽光発電システムの設置や豊中市伊丹市クリーンランド(※)の新炉における高効率発電システムの導入を行いました。

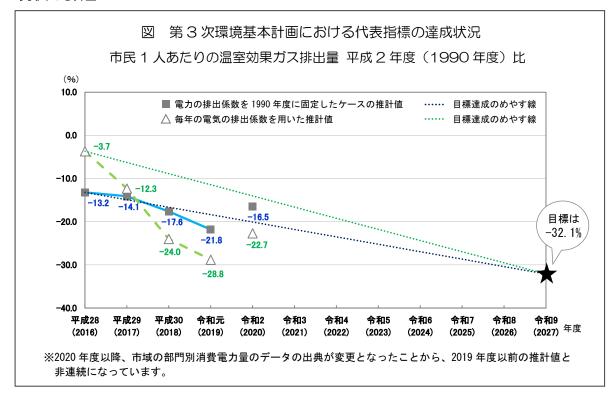
平成30年(2018年度)3月に策定した「第2次地球温暖化防止地域計画」では、国の温暖化対策の動向や、本市でのこれまでの経過をふまえ、「令和9年度(2027年度)に32.1%削減」という国より高い目標を掲げており、「COOL CHOICE」普及啓発事業や再生可能エネルギー電力グループ購入事業を行いました。

令和2年(2020年)10月に、国が「令和32年(2050年)カーボンニュートラル」を宣言したことを受け、本市においても、令和3年(2021年)2月に吹田市と気候非常事態共同宣言を行い、令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする脱炭素社会の実現をめざすことを表明しました。これを受け、本市では、令和4年(2022年)3月には、「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画」を見直し、「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画(改定)~とよなか・ゼロカーボンプラン~」を策定しました。その中では、これまでの取組みを中間総括し、施策の内容を再整理し、新たにカーボンオフセット事業などに取り組んでいくこととしています。

これらの取組みや、市民や事業者の省工ネ意識の定着、継続的な取組みにより、評価指標としていた「1 人あたりの温室効果ガス排出量 平成 2 年度(1990 年度)比」は年々減少し、令和元年度(2019 年度)には平成 2 年度(1990 年度)比 21.8%の削減となっています。なお、市民や事業者の省工ネ意識の変化は、東日本大震災後の電力需給逼迫の経験の影響もあると考えられます。ただし、直近の令和 2 年度(2020 年度)には、16.5%の削減にとどまっています。

※豊中市伊丹市クリーンランドは、豊中市と伊丹市が、共同でごみ処理を目的に設立した一部事務組合(ごみ処理施設)です。

現状と課題



本市では、市民・事業者の省エネなどの取組みによって、一人あたりの温室効果ガス排出量は長期的に見て減少傾向にあります。

令和4年(2022年)3月に策定した「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画(改定)~とよなか・ゼロカーボンプラン~」では、「平成2年度(1990年度)比で令和9年度(2027年度)までに38.3%削減」、「令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を実質ゼロ」という目標を掲げており、今後いっそう温暖化対策の推進が必要となっています。

本市は、大阪府内有数の住宅都市であり、豊富な住宅ストックを有するという特性から、「すまい」に着目した対策に大きな削減ポテンシャルがあります。

個々のすまいにおいて省エネ化や再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、脱炭素に資するライフスタイルを普及していく必要があります。業務部門についても、家庭部門と同等の排出削減が求められていることから、先進的な省エネ技術を導入しつつ、エネルギーの見える化やエネルギー管理の徹底などにより大幅な省エネ化や再生可能エネルギーの導入を進めることが必要です。

また、充実した公共交通網等を最大限活用した歩いて暮らせるまちづくりの推進とあわせ、 環境負荷の少ない次世代自動車の普及促進や一人ひとりのエコドライブの実践等を進めていく 必要があります。

3.廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり

これまでの主な取組み

本市では、平成30年(2018年)3月に「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」及び「第4次豊中市ごみ減量計画」を策定し、令和9年度(2027年度)におけるごみの焼却処理量を平成28年度(2016年度)比で8%削減することを目標に、協働による循環型社会の構築に向けた取組みを進めてきました。

廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進の一環として、「豊中エコショップ制度」では、環境に配慮した取組みを実践している小売店や飲食店をエコショップとして認定し、認定店舗の拡大と消費者の利用を促進してきました。マイバッグ持参・レジ袋削減に向けては、事業者及び北摂7市3町と協定を締結し、取組みを推進してきました。

また、食品ロスの削減をめざし、「とよなか食品ロス・ゼロハンドブック」や動画配信等による周知啓発、事業者・社会福祉協議会との協働によるフードドライブ等に取り組んできました。 学校給食の食品残渣は、街路樹などの剪定枝とともに緑と食品のリサイクルプラザで堆肥化し、土壌改良材「とよっぴー」として活用するとともに、環境教育にも役立てています。令和4年(2022年)3月には「豊中市食品ロス削減推進計画」を策定し、これまで実施してきた施策に加え、新規・拡充事業にも取り組み、市民・事業者等と連携しながら食品ロス削減に向けて総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

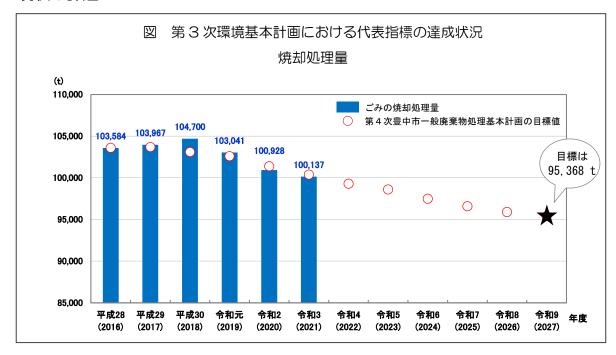
家庭系ごみ減量の取組みとしては、「ハッピー(8%)ごみ減量(げん)通信」や「わが家の ごみカレンダー」を発行し、ごみの減量やリサイクル等に関する情報を市民に提供するととも に、子ども服リユースや再生資源集団回収を推進してきました。

事業系ごみ減量の取組みとしては、豊中市伊丹市クリーンランドにおける搬入物検査や機密 書類リサイクル事業の実施、事業系再生資源回収システムの促進や事業所のためのリデュース 情報誌「リニュース」等各種媒体による周知啓発等により、ごみの減量と適正処理を推進して きました。

また廃棄物の適正処理を推進するため、平成28年(2016年)1月から市内の公共施設等に使用済小型電子機器等の回収箱の設置を開始し、順次拠点の拡大を図るとともに、令和4年(2022年)2月には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する協定」をリネットジャパンリサイクル株式会社と締結し、資源の有効活用の促進や充電式電池による火災事故の防止に向けた取組みを進めています。

令和 4 年(2022 年)3 月には「災害時のごみの分け方・出し方ガイドブック」を発行し、 市民周知を図るとともに、人材育成・地域連携体制の強化など、災害廃棄物の適正処理を推進 しました。

現状と課題



「ごみの焼却処理量 平成 28 年度(2016 年度)比」については、計画の実施以降、市民・事業者・行政による継続した取組みの成果により、順調に減少し、令和 3 年度(2021 年度)は当年度目標を達成しました。

この間、廃棄物減量に関するさまざまな施策を展開し、「ごみの焼却処理量」は目標達成に向け順調に減少していますが、豊中市伊丹市クリーンランドのごみ焼却施設は、依然として余力を持って処理する状況にはいたっておらず、また、豊中市のごみの最終処分先である大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場の延命化を図るなど、安定的な最終処分場確保に向け、引き続きごみの減量を進めていく必要があります。特に、可燃ごみに多く含まれる食品ごみ・紙ごみの減量を進めることで、家庭系ごみ、事業系ごみを減量するとともに、再資源化を推進することが必要です。また昨今のコロナ禍により、家庭内における消費活動に比重を置く新しい生活様式が定着しつつあり、家庭系ごみが増加傾向にあることから、適正な分別・排出を進めることがますます重要となっています。

そのためには、環境にやさしいライフスタイルを一人ひとりが実践し、市民・事業者・行政が連携しながら継続的な取組みをいっそう進めていくとともに、社会状況による生活様式の変化や少子・高齢化の急激な進行による地域コミュニティの変容をふまえ、地域における循環型社会の構築に向けた施策を実施していく必要があります。

その他、災害の頻発化・激甚化がみられるなか、大規模な地震や風水害が発生した際には、 大量の災害廃棄物が発生することから、こうした事態に対する平時からの備えが必要となって います。

また、産業廃棄物においては、国の「PCB廃棄物処理基本計画」に基づき、適正処理を計画 的に進めるとともに、PCB廃棄物は定められた処分期間までに処分しなければならないことか ら、事業者に対し、期限内処理について周知を行う必要があります。

4.都市における自然との共生をめざした社会づくり

これまでの主な取組み

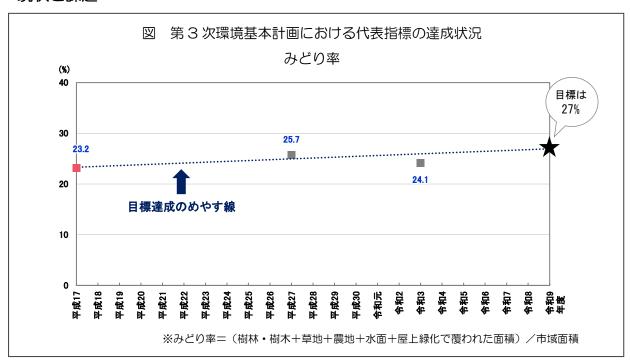
本市の緑地の保全および緑化の推進については、平成 11 年 (1999 年) 5 月に策定した「豊中市みどりの基本計画」を中心に、市民・事業者・行政が一体となって、質の高いみどりの保全・創出と、良好な都市景観の保全・創出、歴史的遺産および原風景の保全など、地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを進めてきました。

計画に基づく取組みと成果として、「みどり率」を新たな指標に設定しました。また、少子高齢化、人口減少、地球環境問題や防災の意識の高まりなど、多様な都市問題に対応したみどりを活かした安全で快適なくらしの実現として、交流拠点づくりや緑化リーダーの養成、市民による地域緑化の支援などを実施し、市民参加による緑化活動の基礎づくりを進めました。

まちなかにおける地域の自然環境の保全については、島熊山や千里緑地などのまとまりのあるみどりの保全や育成とともに、公園・緑地やビオトープなどにおける自然環境啓発を推進してきました。市街化が進む中、希少な種であるヒメボタルの保全を推進するために「春日町ヒメボタル特別緑地保全地区」を指定しました。

平成30年(2018年)3月には、計画策定からの社会情勢や自然環境の変化、法制度の変更などに対応した「第2次豊中市みどりの基本計画」を策定しました。

現状と課題



「みどり率」(樹林・樹木に加えて、草地、農地、水面、屋上緑化が市域面積に占める割合) については、平成 17 年度(2005 年度)から調査を実施しており、平成 27 年度(2015 年度)調査では 25.7%でしたが、最新の令和 3 年度(2021 年度)調査では 24.1%となっています。これは、開発行為や自然災害の影響による樹林・樹木の減少、草地・芝地・屋上緑化 の増加や樹木の生育状況を総合して、減少傾向となったものと考えられます。

また、市民意識調査の結果(令和3年度(2021年度)実施分)では、市民の「身近なみどりに対する満足度」は75%と高く、周辺にみどりを感じられる環境が一定水準に到達していることが伺えます。みどりや公園に対する印象や満足度には地域差があり、市域全体で市民のみどりの満足度を高めることが求められます。

視界に入るみどりを増やすことや適正な維持管理の推進など、市民が日常に関わるみどりに おける適正な配置や質の向上も必要です。また、「花とみどりの名所づくり」や「自然環境イベント」など市民が参加できる機会を拡充することや、より積極的な情報提供が課題です。

まちなかでは、開発行為などによってまとまりのある樹林地や農地が減少した場所が見られる一方で、公共施設の整備や環境配慮指針による宅地化などの開発行為に伴う緑化協議などによるみどりの増加が見られています。今後もみどりを保全・創出する制度を推進するとともに、積極的な普及啓発や、市民との協働によるまとまりのあるみどりの保全などが求められます。また、身近なところで季節を感じられる沿道緑化や壁面緑化等の普及促進など、視覚的に効果のある多様なみどりの配置や育成についての検討も必要です。良好な地域のみどりの環境の維持には、地域住民が話し合いや調整を行い、公園・緑地や緑道を魅力的に活用していくための自主管理協定制度や愛護活動制度、豊中市アダプトシステムなど、市民が地域のみどりの維持管理に関わっていくことが不可欠です。これらの環境美化活動に参加する団体数は、近年は横ばい傾向となっており、活動を後押しするためのさらなる情報発信や啓発、市民が活動に参加しやすい機会づくりなどの取組みが求められます。

生物多様性の状況をみると、昭和30年(1955年)から昭和40年(1965年)に行われた調査結果では、市内に生育する植物種は約1033種(「新修豊中市史第3巻(自然)」より)となっていますが、平成28年度(2016年度)にNPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21が行った市民調査では、706種の確認がありました。市民との協働による森林病害虫対策や里山保全など、適正な維持管理による樹林地などの保全とともに、エコロジカル・ネットワークの形成など生物多様性に配慮した取組みが求められます。

今後、「第2次豊中市みどりの基本計画」をもとに、「まちなかに人とみどりの笑顔があふれる豊中」をめざすとともに、良好なまちなみづくりの実現をめざして施策を推進していく必要があります。

5.安全で快適な都市環境づくり

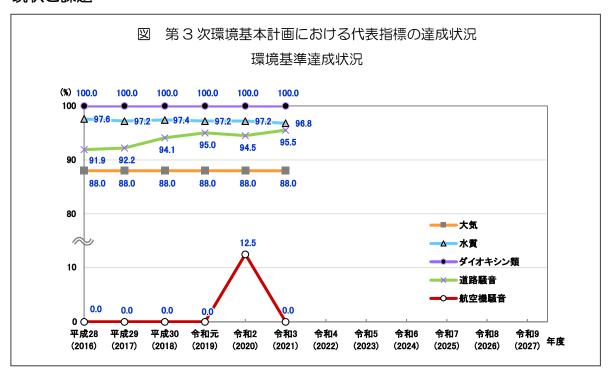
これまでの主な取組み

本市では、大気汚染や水質汚濁などの典型公害対策として、発生原因である工場・事業場に対して届出や立入検査により規制基準の遵守を指導してきました。また、環境監視と情報提供として、大気汚染常時監視測定局でPM2.5(微小粒子状物質)や光化学オキシダントなどの大気汚染物質を24時間観測した結果をホームページで即時公表し、注意喚起しています。都市・生活空間における環境対策の推進として、航空機騒音についても常時監視を実施するとともに、大阪国際空港周辺都市対策協議会等を通じて空港管理運営者や各航空会社に対して低騒音機の導入や騒音軽減運航の推進を要望しながら、周辺地域の整備および環境改善に取り組んできました。

ヒートアイランド対策の推進としては、小学校などにおけるみどりのカーテンづくりを支援するなど、市街地における壁面緑化、屋上緑化の普及・促進や透水性舗装などを推進してきました。市有施設をクールスポット化するなど、気候変動への適応策の推進も行っています。また、「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」に基づき、1,000 平方メートル以上の開発など大規模な事業を行う場合に、環境に配慮したものとなるよう事業者と豊中市が協議し、緑地および透水性舗装などを含めた事業区域の緑化および雨水浸透などを進めてきました。

評価指標としていた環境基準の達成状況については、平成30年度(2018年度)からの4年間で、大気、水質については、ほぼ横ばい、道路騒音については改善傾向が見られます。ダイオキシン類については、100%を達成しています。航空機騒音については、航路直下では環境基準を達成することが難しい状況にありますが、低騒音機の導入等が一定進んでおり、中長期的には少しずつ改善傾向にあります。

現状と課題



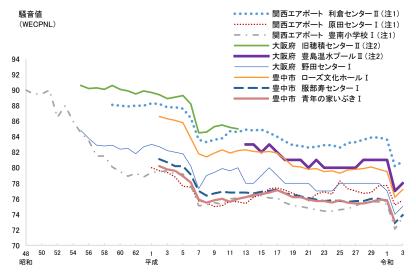
環境基準達成状況は、これまでの継続した取組みの結果、ほぼ良好な状態を保っています。 今後も、大気環境、水環境、土壌環境への負荷が自然の物質循環を損なわないよう、健全なま ちをめざしていく必要があります。また、昭和 50 年代に多用されていたアスベスト含有建材 を使用した建物の解体工事は令和 10 年(2028 年)頃にピークを迎えると言われています。 大気汚染防止法が改正され、令和 3 年(2021 年)4 月以降、すべての石綿を含有する建築材 料が規制の対象になっていることから、解体現場パトロールやアスベスト濃度測定を行い、ア スベスト飛散防止対策を進めることが必要です。

また、都市・生活型公害に関しては、市独自で解決が困難なPM2.5(微小粒子状物質)や 光化学オキシダントおよび航空機騒音などに対する広域的な取組みについて、継続的に関係機 関(国や大阪府、空港設置管理者や各航空会社等)に積極的に働きかけるとともに、環境の現 状や対策の実施状況について市民に伝わりやすい手段で情報提供を行っていく必要があります。 ヒートアイランド対策としては、市街地における緑化を促進するとともに、環境配慮対象事業 において、引き続き事業者と十分に協議し、敷地内緑化の推進等の環境に配慮した取組みを進 める必要があります。

水環境、水循環の取組みに関しては、近年の気候変動による集中豪雨などの異常気象を考慮 して検討を進める必要があります。

未達成項目は環境基準達成 100%に向けた取組みをいっそう推進しますが、航空機騒音については環境基準の達成状況に加え、下記のような改善の取組み状況とあわせて総合的に評価する必要があります。

航空機騒音の状況



航空機騒音の改善(発生源対策)の取組み

1. 機材改良

技術の進歩により、時代の経過とともに 航空機の騒音レベルは低下しており、そう した低騒音機の導入を促進しています。

2. 発着規制

総発着回数については、1日370回のうちジェット機枠は200回に制限しています。 運用時間については、午後9時から午前7時までの発着を制限しています。

3. 運航方法の改善

着陸時における車輪と補助翼を下げる タイミングを遅くし、空気抵抗をできるだ け減らしてエンジンの出力を小さくする など、騒音軽減運航に取り組んでいます。

※測定場所の「Ⅰ」「Ⅱ」は、環境基準の地域の類型を表している

※平成 25 年(2013 年)3 月 31 日までの環境基準値「Ⅰ」: 70WECPNL 以下、「Ⅱ」: 75WECPNL 以下

(平成 25 年(2013 年)4 月 1 日からは別の測定方法と単位が加わり、その環境基準値だけが示されるようになった。)

※令和3年度は速報値(青年の家いぶきは改修工事のため欠測)

(注1)平成24年6月まで国、平成27年度まで新関西国際空港株式会社が測定(平成24年までは暦年、平成25年以降は年度を採用)

(注2) 穂積センターの建替えに伴い、平成13年度からは豊島温水プールにて測定